

令和 7 年度動画配信型学習サービス提供業務委託仕様書

1．委託業務名

令和 7 年度動画配信型学習サービス提供業務

2．委託期間

契約日から令和 8 年 2 月 28 日まで

3．事業の目的

本県での就職を希望する求職者等に、オンラインでの動画配信型学習サービスを提供することにより、DX 推進等に必要な知識や考え方の習得を支援し、さらには求職者毎に希望するスキルを身につけるための研修を受講させることでデジタル知識を持った人材の育成や就職に向けた知識習得支援を行い、県内企業への就職に繋げることを目的とする。

4．本業務の内容

本県に就職を希望する求職者等をターゲットとして、人材育成に関連する学習サービスをオンラインにより提供する。また、受講可能な講座から、求職者の属性等に応じて受講する講座をパッケージとして設定する。

(1) 学習サービス提供期間

契約締結後 7 営業日以内の準備期間を経た後から令和 8 年 2 月 28 日まで

(2) 受講者

受講者は、長崎県内の企業に就職を希望する求職者等とする。なお、受講者の決定及び受講 ID の配布は、長崎県（管理者）が実施する。

また、受講者の負担は学習サービスの視聴等に必要となる機器及び通信経費のみとし、受講費用は本業務の委託料として県が負担する。

(3) 受講者数（ID 発行数）

受講者数は 200 人とし、本県の提供するサービスとしては、1 人当たりの受講期間は原則 3 ヶ月間を上限とし、1 月当たりの最大受講者は 100 人以上とする（1 月当たりの最大受講者の考え方として、100ID を各 1 回入れ替えて計 200 人が使用できればよいが、200 人が同時に ID 利用可能な設定でも構わない）。ただし、県が特に必要と認める受講者については、その受講期間を 1 ヶ月間延長する（合計 4 ヶ月間）ことができるものとする。

ID については、上記の受講者数に必要な ID 数を発行することとし、受講者管理において ID が必要となる場合は、受講者分とは別に管理者用の ID を発行する。

なお、入札金額の見積にあたっては、「使用期間が8ヶ月間のIDを、受講者を変更しながら使用する」、「使用期間が1ヶ月間のIDを受講者毎に200人分×3ヶ月間(場合により4ヶ月間)発行する」など、(1)の学習サービス提供期間内に200人が一人当たり連続する3ヶ月間(場合により4ヶ月間)受講可能なIDであれば設定可能であるため提案書内に考え方を記載すること。

(4) 学習サービスプラットフォーム

対応デバイス

インターネットへの接続環境があれば、パソコン、スマートフォン、タブレット等どのようなデバイスからも閲覧可能なものとする。

対応ブラウザ

Chrome、Safari、Microsoft Edge等、各デバイスの標準ブラウザに対応するものとする。

(5) 学習サービスのコンテンツ等

学習の形態

原則、映像による研修とするが、サービスの一部に生放送での配信またはグループワークなど受講者が講師等との「相互のやり取り」が可能な講座等を含むこと。なお、「相互のやりとり」は口頭ではなくチャットによるものでも可能とする。

学習の教材等

講座等の閲覧のみでなく、学習に必要な教材、データ等がある場合は、受講者がIDでログインしたサイトやシステム上にて提供される仕組みがあること。

学習可能な講座の種類

受講者が閲覧可能な講座は、県内求職者の幅広いニーズに応えることができるよう多様な講座を備えること。

なお、以下については、必ず含まれていること。

- ・デジタルトランスフォーメーション推進(DX概要、デジタル戦略、ICT/IoT等)
- ・基礎的なIT知識(ITパスポート取得相当の内容等)
- ・OAスキル(MS-Excel、Powerpoint、Word、Google Workspace等)

そのほか、学習サービスの項目として、あらゆる求職者のスキルアップに役立つと考えられるものの例は、以下のとおり。

- ・コミュニケーション、営業スキル
- ・政治、経済、社会(一般常識、時事ネタ等)
- ・プレゼンテーションスキル
- ・財務、会計
- ・リーダーシップ、マネジメントスキル
- ・ビジネス英会話

学習コース

多様な講座の中から、受講者自ら自発的に講座を選択する形式であると、就業者・転職活動中等の多忙な方の受講状況が悪くなってしまうことが想定されるため、申込の内容（就業希望業種や受講の目的等）からおすすめのコース（スキルセット）を指定できること（コース数は3～10程度を想定）。

受託者がコース（スキルセット）を作成することとするが、県（管理者）において、コース（スキルセット）を設定することが可能なシステム等である場合も、受託者側でコース（スキルセット）を作成することとする。なお、コース（スキルセット）は受託者からの提示のうえで、県と協議し決定する。

（例）DX 全般を知りたい → IT スキルセット

Web デザイナーを目指したい → プログラミング入門セット

営業経験がないが営業に挑戦したい → 営業スキルセット

（6）受講者管理等

受講期間設定

受講希望は随時受付とするため、受講者ごとに異なる受講期間を設定が可能なこと。なお、設定する期間は1人当たり3ヶ月間（場合により4ヶ月間）が確保されれば、ID 廃止の期日を週ごとに設けることなども可能とする。また、ID の入替えが必要となる場合は、その作業期間も含めて遅くとも1週間以内に次のID の配布が可能な状況とすること。

（例）1人目 6/16-9/15 → [ID 切替え] → 2人目 9/22-12/21

受講状況把握

県の管理者ページから、研修コースごとの受講状況、全受講者の受講状況（受講講座、受講時間、レポート等回答状況等）、受講者個々の受講状況が把握できること。

なお、各受講者の受講履歴等は、随時管理者ページにて CSV 形式等で出力できることとするが、業務完了後に、本契約による全受講者の受講状況レポートを整理し、県へ提出すること。

その他

上記 のほか、県の受講者管理に係る不明点等に随時対応すること。

（7）受講者募集のためのチラシデータの作成

受講者の募集については、県において実施するが、契約日から学習サービスの提供開始日までに速やかに、県と協議のうえで求職者へ配布するための提供する学習サービス内容を紹介したチラシ案（データ）を作成すること。なお、最終的には県において、デザイン等を確定させるため編集が可能なよう PowerPoint にて作成すること。

《参考：チラシに含める主な項目等》

・県内就職・転職希望者向けのスキルアップのためのサービスであること

- ・基本情報（学習期間（原則３カ月）、無償（要件を満たしたうえでの申込み）、受講者数 200 人まで）

- ・学習サービスの内容（求職者向けにおすすめの受講可能講座等）

《参考：想定している主な配布先》

- ・県内のハローワーク（公共職業安定所）、人材活躍支援センター
- ・県内の職業訓練校、大学及び短期大学
- ・県内各市町の雇用関係所属、図書館や公民館 等

配布のほか、県 HP へのチラシデータの掲載、メールマガジン等での県内外への周知等も実施します。

5．実績報告等

（１）実績報告

委託業務を完了したときは、業務委託契約書に基づき、必要な書類を添えて、速やかに業務完了報告書を提出すること。

（２）随時報告

本業務の実績、進捗状況、業務運営に当たっての課題・問題点等について、県からの求めに応じて随時報告すること。

（３）検査等

委託契約の適正な履行確保のため、必要に応じ県が検査等を行うことがあるので、これらに適切に対応すること。

6．その他

（１）受託者は、委託業務を実施するにあたり、県と十分な調整を行うこと。

（２）受託者は、本業務の遂行上知り得た情報、資料等について、県の承認なく、この契約以外の目的で使用し、または第三者に漏洩してはならない。

（３）受託者は、本業務を行うために提供された情報等を滅失改ざん及び破損してはならない。

（４）業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託の範囲、再委託先を県に提示し、了承を得ること。また、再委託先に問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを解決すること。

（５）委託料の支払いについては、学習サービスの提供終了、業務完了報告書の提出後に、一括して支払うものとする。

（６）この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議のうえ、定めるものとする。